

戸籍の窓口

1月21日～2月20日受付分
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

● 結婚おめでとう ●

石川 純平さん (第4)
鈴木 優子さん

● 誕生おめでとう ●

大河内 梨愛ちゃん (宮東)
達さん 美咲さん

● おくやみ申し上げます ●

- 佐藤 トキさん 89 (原町)
- 吉田 貞男さん 73 (宮町北)
- 赤坂 明美さん 70 (鳥取)
- 大槻 光子さん 78 (本町)
- 佐藤 誠二さん 83 (宮東)
- 阿部トミ子さん 84 (大木戸)
- 鴨田ヨリ子さん 89 (前田)
- 佐藤 弘美さん 57 (石母田東)
- 鈴木 正夫さん 82 (原町)
- 梅津 栄子さん 82 (宮東)
- 桜澤 直榮さん 86 (高城)
- 松浦 ツルさん 92 (大木戸)
- 仲野 静枝さん 82 (泉田中)
- 佐藤 正和さん 70 (前田)
- 角田 昭子さん 90 (大町南)
(平成30年1月6日受付)

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

4月の相談会

「心配ごと相談」 ■ 「障がい者相談」

開催日	4月12日(困)、26日(困)	4月17日(困)
時間	午前9時から正午	午前10時から午後4時
場所	観月台文化センター 第2和室	観月台文化センター 第2和室
相談員	民生児童委員	NPO法人「ひびきの会」

※秘密は厳守します。費用はかかりません。予約制ではありません。気軽に来場ください。

保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

戸籍の窓口からのお知らせ

平日木曜日は住民生活課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています

《窓口延長の日》3月15日、22日、29日
4月5日、12日、19日、26日

《交付できる証明書等》住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出

※取扱いできない手続き 転入・転出・転居等の住所異動の届出、税証明書等の交付はできません。

※詳しくは、戸籍係まで問い合わせください。

住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115

人口と世帯

平成30年1月31日現在

※ 広報くにみでは住民基本台帳人口を掲載しています。

人口	9,337人 (△5)
男	4,489人 (△2)
女	4,848人 (△3)
世帯	3,416世帯 (△1)

広報くにみに掲載された写真を希望する方は、総務課

☎ 585-2111 (代表) まで連絡ください。

広報くにみ&町ホームページに 広告を掲載してみませんか？

町では、広報くにみや町ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは問い合わせください。

掲載開始予定：5月(号)から

申込期限
4月10日(困)まで

広報くにみ		
1枠 (縦45 [㍍] ×横174 [㍍])	12,000円/1回	タテ45 [㍍]
半枠 (縦45 [㍍] ×横84 [㍍])	6,000円/1回	
ホームページ		
1枠 (トップページ下段)	6,000円/月	

総務課文書広報係 ☎ 585-2113

ヨコ174[㍍]

固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行ないます。平成30年度は、評価替え基準年度にあたり、土地・家屋における固定資産価格は、前年度より見直しとなっております。なお、平成30年度の固定資産税納税通知書は、5月中旬(15日頃)に発送の予定です。

【震災による減価補正が解除されます】

土地および家屋を対象とした固定資産については、国の示した基準に沿って、平成24年度より原子力事故を含む東日本大震災の影響を反映し、土地(田、畑、山林等)※90%、全家屋70%の評価額となっております。また、一定の被災家屋について、被災状況に応じた減価補正(40%から75%)された評価額となっております。震災(原発事故)



から7年を経て、平成30年度固定資産においては、修繕状況や除染状況を勘案し、これら減価補正が解除となり、通常評価額となります。なお、未修繕の家屋については、引き続き減価補正が適用されたものとなります。この機会に閲覧(縦覧)制度のご利用をお勧めします。 ※宅地に限り、平成27年度以降、一律の減価補正ではなく、原発事故の影響を考慮した鑑定価格に基づいた評価額になっており、今回の評価替えにおいては価格変動はありません。

問 総務課課税係
☎ 585・2778

固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

	固定資産税課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
閲覧(縦覧)できる方	① 納税義務者 ② 納税管理人 ③ 借地人・借家人 ④ 当該固定資産を処分する権利を有する一定の人 ⑤ ①から④の委任状を持参した人	① 納税義務者 ② 納税管理人 ③ ①から②の委任状を持参した人
閲覧(縦覧)期間	4月2日(困)から通年 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日除く)	4月2日(困)から5月31日(困)まで
必要なもの	① 申請人(窓口においでの人)であることを証明できるもの 例) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など ② 印鑑(法人の場合、登録印) ③ 借地人・借家人等は契約書等、処分する権利を有する一定の人はそれを証する書類	① 申請人(窓口においでの人)であることを証明するもの 例) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など ② 印鑑
手数料	1件300円(納税義務者は、5月末まで無料)	無料

自動車の登録はお済みですか？

(軽)自動車税は、毎年4月1日午前0時現在で、車検証に記載されている「所有者」または「使用者」に課税されます。

「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「納税通知書が届かない」などのトラブルを避けるため、自動車を譲渡、廃車又は転居したときは、3月31日までに最寄りの運輸支局等で手続きを済ませましょう。

▶登録手続きについて

- ① 東北運輸局福島運輸支局
☎ 050-5540-2015 (登録部門)
- ② 軽自動車検査協会福島事務所 (軽自動車)
☎ 050-3816-1837
- ③ 福島県軽自動車協会 (軽2輪)
☎ 546-2577

▶自動車税について

- 福島県東北地方振興局県税部
課税第二課自動車税チーム
☎ 521-2702
- ▶軽自動車税・原付自転車等の登録について
国見町税務課課税係
☎ 585-2779

問い合わせ先